

各 位

令和 7 年 6 月 9 日

東京豊島青果株式会社

新設会社分割及び新設会社株式の譲渡に関するお知らせ

東京豊島青果株式会社（以下、「当社」）は、青果卸売事業に関して有する債権債務の権限を、新設会社分割により新たに設立する新設会社に承継させるとともに、新設会社の全株式を株式会社R&Cながの青果（以下、「R&Cながの青果」）に譲渡し、完全子会社化となることを決定し、株式譲渡契約を締結しましたのでお知らせいたします。

1. 新設会社分割及び株式譲渡を決断するに至った理由

当社は昭和 22 年創業から 78 年に渡り、単独で青果卸売事業を続けてまいりましたが、長年お付き合いいただいている J A ・産地等の仕入先様、及び市場関係者・量販店等の販売先様との信頼関係を継続して行くこと、当社従業員の安定した雇用を維持して行くことを最大の責務と考え、今後の青果物流通を取り巻く様々な環境の変化に柔軟かつ持続的に対応して行く為、熟慮の末、R & C ながの青果様のグループの一員として青果卸売事業を継続する方法を選択する決断に至りました。

譲渡先であり親会社となる R & C ながの青果様は、R & C グループ全体で取扱規模 1,700 億円、従業員数は約 1,000 名を超える業界有数の青果卸売会社であります。今後は営業面及び財務面等のご支援をいただきながら、同グループ会社の東京富士青果株式会社様とは、東京都による板橋市場の再開発を見据えた青果卸売事業の更なる合理化を目指し、東京都中央卸売市場において、責任ある青果卸売会社として盤石な組織を構築する為にも、R & C ながの青果様を譲渡先とすることを決断致しました。

2. 本新設分割について

(1) 本新設分割の要旨

ア. 日程

(1) 株式譲渡契約日	令和 7 年 5 月 26 日
(2) 新設会社設立日 (*1)	令和 7 年 10 月 1 日 (予定)
(3) 株式譲渡日	令和 7 年 10 月 1 日 (予定)

*1：上記日程は、令和 7 年 6 月 20 日開催の当社定時株主総会における承認及び公正取引委員会における排除措置命令の決定がなされないことを条件としています。

イ. 分割する権利義務の概要

新設分割設立会社が承継する権利義務は、令和 7 年 9 月 30 日現在において当社が権利を有するすべての契約上の地位並びに、令和 7 年 9 月 30 日現在における資産負債に関し、新設分割計画書による「承継権利義務明細書」に基づいて承継するものとします。

(2) 本新設分割の当事会社の概要

項目	分割会社	新設会社
(1) 名称	東京豊島青果株式会社	東京豊島青果株式会社
(2) 所在地	東京都豊島区巣鴨五丁目 1 番 5 号	東京都豊島区巣鴨五丁目 1 番 5 号
(3) 代表者	小泉 雄太郎	唐木 裕史
(4) 事業内容	青果卸売業	青果卸売業
(5) 資本金	100 百万円	50 百万円
(6) 設立年月日	昭和 22 年 5 月 20 日	令和 7 年 10 月 1 日 (予定)
(7) 発行済株式数	237,600 株	1,000 株

3. 本株式譲渡について

(1) 株式譲渡の相手先の概要

(1) 名称	株式会社 R & C ながの青果
(2) 所在地	長野県長野市市場 3 番地 1
(3) 代表者の役職氏名	代表取締役 堀 陽介
(4) 事業内容	青果卸売業
(5) 資本金	497 百万円
(6) 設立年月日	昭和 39 年 1 月

(2) 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式数の状況

(1) 異動前の所有株式数	1,000 株 (議決権の数 : 1,000 個) (議決権所有割合 : 100%)
(2) 譲渡株式数	1,000 株
(3) 異動後の所有株式数	0 株 (議決権の個数 : 0 個) (議決権所有割合 : 0%)

お問い合わせ先

会 社 : 東京豊島青果株式会社

担当者 : 管理本部長 岡本 禎洋

連絡先 : 03-3940-9511